

呑竜に出店したいと思ったら

呑竜仲店は、歴史的背景により協同組合という法人組織として運営しています。
したがって、いくつかの事務的な手続きを踏んで頂きます。

まず出店希望者は、組合員になる必要があります。

したがって、本組合（呑竜）が求める組合加入条件（別紙参照）や協同組合とは何かを理解して頂いた上で、組合加入の申し込み書を出して頂きます。



本組合の理事で審議。賛成多数で受け入れを決定します。



出資金 1 万円の振込を確認した後、組合員となります。

（以前は呑竜再建を目的に多額の出資金を必須としていましたが、現在その必要はないと思われるので、呑竜仲店協同組合の定款書に記されている最小額を支払って頂きます。この手続きに関しては、組合がご用意している「呑竜の歴史」「協同組合とは」の資料にてご理解して頂きます。）



共同店舗の 1 室を使用する貸出し契約をします。

（協同組合の法律を記す定款書とは別に店舗を使用するにあたっての賃貸借契約書と仲店内で営業するにあたっての“呑竜の手引き”があります。そちらの書面にも目を通し、内容に合意して頂いた上、はれて営業スタートとなります。）

- * 呑竜仲店への出店を希望する方には事前に、「組合加入条件」、「呑竜の歴史」、「協同組合の仕組み」、「店舗賃貸借契約」及び「呑竜の手引き」の詳細をしっかりとご説明します。そして十分なご理解を得た後に前述の手続きをする流れとなります。